

川崎市上下水道局建築物等耐震化対策検討委員会要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市上下水道局が所管する建築物等（以下「建築物等」という。）の耐震化の基本方針及び対応策を明らかにし耐震化に関する施策を推進することを目的として、川崎市上下水道局建築物等耐震化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建築物等の耐震化の基本方針に関すること。
- (2) 建築物等の耐震化の計画に関すること。
- (3) 建築物等の耐震化の施策の進捗管理に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、経営管理部長、水道部長、下水道部長及び総務部担当部長（調整担当）をもって充てる。
- 4 委員は、庶務課長、管財課長、経営企画課長、財務課長、水道管理課長、水道計画課長、設計課長、下水道管理課長、下水道計画課長及び施設課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会委員は、第2条に掲げる所掌事務に関係する職員の中から委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を委員会に報告するものとする。
- 5 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。